

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、下記の者を指定納付受託者として指定したため、杉並区会計事務規則（昭和39年杉並区規則第5号）第40条の2第2項に基づき告示する。

令和8年5月29日

杉並区長 岸本 聡子

記

- 1 指定納付受託者
東京都港区虎ノ門2-10-4 オークラプレステージタワー8階
株式会社エム・ピー・ソリューション
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入
杉並区立荻窪南第二自転車駐車場及び久我山西自転車駐車場における
キャッシュレス決済利用による自転車駐車場使用料
- 3 指定納付受託者に歳入を納付させる期間
令和8年6月1日から令和9年3月31日まで